

第四十六回国 参議院社会労働委員会會議録第二十四号

(四〇二)

昭和三十一年五月七日(木曜日)
午前十時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 強君
理事 亀井 光君
高野 一夫君
藤田 太郎君
柳岡 秋夫君

委員

加藤 武徳君
鹿島 俊雄君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
徳永 正利君
丸茂 重貞君
山下 春江君
山本 杉君
阿貝 根 登君
杉山 善太郎君
小平 芳平君
村尾 重雄君
林 塩君

政府委員

郵政政務次官 金丸 信君
郵政省人事局長 増森 幸君
労働政務次官 蔵内 修治君
労働省労働局長 三治 重信君
事務局側
常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件
○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

第七部

社会労働委員会會議録第二十四号

昭和三十一年五月七日【参議院】

○労働問題に関する調査
(金沢郵政局管内における労働問題に関する件)

○委員長(鈴木強君) ただいまより開会いたします。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は、順次御発言願います。

○柳岡秋夫君 大臣がおられませんが、また基本的な問題は大臣が参られたときに質問したいと思いますが、今度の改正に先立って、中小企業退職金共済法から十一月に大臣あてに答申が出されております。この答申がどういうふうな今度の改正の中に織り込まれておるか、答申の中でこの改正の中に入っていない部分があるのかどうか、そういう点をお聞きしたい。

○政府委員(三治重信君) 中小企業退職金共済法審議会の答申を昨年の十一月にいただきました。その中で、今度の改正法案に盛り込まれているものといないものについて概略御説明申し上げます。

答申の第一の中小企業者の範囲については、これは答申どおり原案に入っております。

それから、第二の、掛金月額については、これも答申どおり入っております。第三の、給付に対する国の補助については、これが予算折衝の過程におきましてまとまりませんで、これが給付

に対する国の補助については原案に入っております。

それから、第四の、給付の改善につきましては、これが予定利回りがどの程度上がるかという問題で、計数上の問題で意見が合いませんので、これが入っておりません。

それから、第五の、還元融資、これは原案に入っております。

それから、第六の、建設業等におきまして期間を定めて雇用される者に関する特例については、これは別紙の要綱案と若干構成は異なっておりますが、その基本目的は、この要綱によつて、大体原案に入っておりというふうな考へております。

○柳岡秋夫君 そこで、今度の改正案で、中小企業の範囲というものを、いままでの二百人から三百人というふうな引き上げたのでございますが、本来、この退職金という問題は、労働組合法にもありますとおり、労働条件の一つとして、いわゆる賃金の問題でございますから、当然労使が対等の立場に立つてきめる、これが原則ではなからうかというふうに思うのであります。したがって、私が考えますには、こういう制度は、そういう労働組合もつくれない、あるいはつくりかたと思つてもなかなかそういう結果に至らないというふうな、ほんとうに零細企業を対象とした制度でなければならぬのじゃないか。少なくとも五十人以上の労働者を使つておるような職場におきましては、これは労働省の行政として、労働組合を結成させるといふ方向

に指導の中心を置いて、こういう制度をいまやっておるうちに、どんどん奨励していくというように、そつちのほうに主眼を置くというふうな布石であつてはならないと私は思うのです。が、そういう点はいかがですか。

○政府委員(三治重信君) この中小企業退職金法をつくる当初の議論、また、労働省におきましてそういうことを企画した初めの本旨は、いま先生の言ひのように、本旨で進んでいくと思ひます。したがって、われわれのほうも、この運用面につきまして、中小、零細企業等、労働組合の未組織の中小企業について、できる限り退職金の積み立てをやるような方向で行政措置を取りたいと思つております。ただし、しかし、現行法におきまして、この法律のために、この法律に沿つて退職金積み立て制度を労使対等の立場において団体交渉で定めることを妨げるものではない。現実に中小企業退職金共済法に入つておられるところ、組合があつて、団体協約を結んで退職金協定をして、その退職金を中小企業退職金事業団のほうへ預けるといふ協定を結んでおられるところも相当ございます。したがって、行政目的と申しますか、政策目的としてはそれが本旨でございますが、この制度そのもののたてまえとして、労使の団体協約で結んだもの、または、それを妨げるものではない。労働協約で退職金協定を結んで、その結果、事業団に入つておる部分もたくさんあるし、また、そういうことも将来決して、何と申します

か、労働協約で結んだ場合にはこの退職金共済事業団のほうへ入らぬでもいいということでもない、むしろそちらのほうへ入つていただいたほうがわれわれは望ましいと思つております。

○柳岡秋夫君 提出いただいた資料で、それぞれの従業員数別に企業数と従業員数、あるいは退職金制度の有無の表があるわけでございますが、この中で、特にいま局長の言われた労働協約でもつてこの中小企業退職金共済法を活用というか、利用しておる数は大体どういふ割合になつておりますか、おわかりですか。

○政府委員(三治重信君) 退職金事業団のほうは非常に事務を機械化しておりますので、そういうふうな統計資料をとつておりません。数入つておる中で、どの程度の割合が団体協約を結んだ結果入つておるか。また、入つたあとでも、掛け金の増額について団体協約をどの程度結んでおるかという具体的な数字については、調べてみましたが、たゞ、そういうことがないかどうかということについては、東京都庁に二、三人入つておる事業場を調べていただいたんですが、そういう協約を結んだ上に入つておる、また、事業主が加入したあと、掛け金の増額とかいうような問題について労働協約を結んだ事例もあるということ、事例の二、三は都から入つておるけれども、全体の数がどれだけの割合になつておるかということ、残念なが

内容では、本来の法律の趣旨というものが生かされない。やはりもつと基本的には先ほど言った失業保険なり厚生年金なり、そういうものを五人未満の事業所の労働者にも適用していく、それをまず先決問題として解決をして、その上に立つてこういう制度を付加していくというならば私は理解できるのですけれども、そういう面についていまだに手をつけておられない。まあ労働大臣は近いうちに失業保険なりについては五人未満にも適用できるように考えていきたいと、こういうことを言っておりますけれども、しかし、そういう面についての積極性が私はいまのところあまりないのじゃないか。だから、そういう基本的な問題をまず解決をして、その上に立つてこういう問題の改善をはかっていくというならば私も理解できるわけですが、そういう点ができておられないという点について非常に不満に思います。この点は大臣に聞けば一番いいのですけれども、また大臣が来たからお伺いしますけれども、一応お伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(蔵内修治君) 柳岡委員の御指摘のように、まさに中小企業におきまして労働対策、この面でもまだ充実をしていかなければならぬ面が多々あることは御指摘のとおりでございます。最近の労働行政の面におきましても、中小企業対策を特別に大きな柱として重視して対策を講じておりますことは御承知のとおりでございます。また、ただいま柳岡委員がおっしゃいましたとおり、中小企業における五人未満の零細企業における失業保険も、逐次改正の方向にただいま向けておる段階でございます。そういう上でも、とりあえず最低の保障だけは何か中小企業退職金共済法によって確保してまいりたいというのがこの法律の趣旨でございます。まして、まず政府の意のあるところはひとつおくみ取りを願いたいと思っております。

○柳岡秋夫君 またあの参考のために聞いておきたいのですけれども、現在五人未満の事業所で失業保険に入っている企業と被保険者数、それが全体の事業所の従業員何%に当たっておるか、そのことがまず一つと、それから失業保険あるいは健康保険、厚生年金、そういう面も、もしおわかりならお教えいただきたいと思ひます。わからなければ、あとで資料としていただきたいと思います。

○政府委員(三治重信君) 失業保険について、五人未満の場合には三十八年一月で九万九千事業所、十九万人が加入しております。それから失業保険につきましても、事業所総数が百三万一千所、これは現場が多いわけですから、こういうふうになくなっておりまして、加入事業所数が十七万二千、労働者数が四十六万二千というふうな、これは三十七年の七月の調査でございます。失業保険の、そういう社会保険の厚生省関係の割合につきましては、いままわつと手元に持っております。いま現在の九万八千八百八十八、被保険者の十八万九千、これは大体全体の何%に当たるわけですか。

○政府委員(三治重信君) 失業保険のほうは、三十五年の事業所センサスで、労働者数約二百万人というふうなものが出ておりますが、これとの対比に

おきましては約一〇%、それから労災保険では、同じく三十五年の事業所センサスと、さらにこれは労働力調査の農林、漁業、水産の分も加えた数字に對して、加入率が一八・三%、こういうふうになっております。

○柳岡秋夫君 この一〇%の失保の適用事業所、労働者で、それとこの退職金制度の有無の一・一%、これは三十二年になっておりますが、あるいは中小企業退職金共済制度の普及状況では二・四%、こう出ているわけですが、こういう失業保険も適用され、そして、かつ、こういう退職金もあるというふうな事業所については調査してありませんか。

○政府委員(三治重信君) その五人未満で社会保険に入っている事業所と事業主と、この退職金共済に入っている事業主と、また、退職金制度を持っている事業所との関連については調査しておりません。

○柳岡秋夫君 私は、大体こういう零細企業と、かゝる五人未満の事業所で退職金をひとつ労働者のためにつくつてやろうとか、あるいは失業保険へ入ろう、こういう考えを持っている事業主はおそらく両方に入っているのじゃないかと推察するのですけれども、しかし、その数が片方は一〇%であり、片方はわずかに二・四%という形で、非常に違つておりますから、全部が全部そうならないというふうにも思ひます。しかしながら、そういう意味で、先ほど申し上げましたように、基本的なまづ問題が取り残されておるし、なおかつ五人未満のこの退職金の確立というものが百人以上、五十人以上の企業と比べれば非常におくれているとい

うことから、もつと積極的な指導行政というものが必要ではないか、特に零細企業に對してそういう面をひとつお願いしておきたい。

それから、国庫補助の問題でございますけれども、国庫補助は六十一條で、一応退職金支給に要する費用、あるいは事業団の事務に要する費用と、こういうふうになっております。しかし、今度の改正の内容では、答申案にあるような内容では改善ができなかった、こういうことでございますが、この事業団の現状ですね、事業団の予算というものはどういふふうになっておりますか。この三十九年度の予算を見ますと三千万で、すなわち三億九千九百九十九万九千九百九十九円、この事業団に對して政府がどのくらい出資をしており、そして、その事業団の運営費というものはどういふ収入でまかなわれておるのか、その辺をお聞きしたいわけですが。

○政府委員(三治重信君) 三十九年度の予算で事務費補助、これは全額でございます。二億八千九百八十八万九千九百九十九円、それから先ほど先生のおっしゃった法令上の給付の補助金、これが二十一億一千円というふうになっております。

○柳岡秋夫君 この事業団にどのくらいの職員がおりますか。

○政府委員(三治重信君) 三十九年度の予算定員は全部で二百五人でございます。

○柳岡秋夫君 三十九年度の予算を見ますと、いま局長の言われた数字とちよつと違ふのじゃないですか。これは予算書のどこにありますが。「中小企業退職金共済制度の改善と加入促進」

というこの項目が事業団の経費じゃないですか。

○政府委員(三治重信君) その上に、何と申しますか、いまのは一般の分について申し上げたもので、このほかに建設業退職金共済の補助金三千万円がおります。

○柳岡秋夫君 それで、この二百人の事業団職員の給与とか、あるいはそういう運営費ですね、それはどういう収入でまかなうのですか。

○政府委員(三治重信君) 全額国の補助で、一般会計からの補助金でございます。したがって、いまの事業団の運営は、人件費、通信費その他の事務経費は一切この二億八千九百何万円のやつで運営しておつて、それ以外の資金を使うことはできないようになっております。したがって、掛け金は余裕金として事業団が別個に保有して、それはいま商工債券をほとんど買つて、その利子もまた積み立てている。したがって、掛け金に対する支出は、先ほど申し上げました退職金の給付だけになっております。給付する場合に、三年以上のものについて補助金がついておきますので、それにさらに補助金をつけて給付する、こういう仕組みになっております。

○柳岡秋夫君 そうしますと、積み立て金なり、いま言った掛け金の運用の利回りから出てくる利益、そういうものについては、一切事務費とか運営費とかに使つておられない、そのほうは全部一般会計だ、こういうことですか。

○政府委員(三治重信君) 仰せのとおりでございます。

○柳岡秋夫君 それでは、次に掛け金の問題ですが、三十八年の十二月の「中小企業退職金共済事業月報」を見てみますと、十二月現在の掛け金月額と被共済者数、それから百分比というのが出ておりまして、二百円というのが二・八・六で一番多いわけですね。人数としても五千二百五十四人ですが、こういうふうになっておるのですが、非常に掛け金が安いわけです。一体この掛け金は、法律では事業主が決定するようになっておるわけですね。したがって、本来ならば労働協約によつてそういう掛け金を定めて、そうしてこの法律を適用するなら適用するといふことが一番いいと思うのですが、この二百円のランクが一番多いというところは、これはほとんど事業主が一方的にきめておるのではないかと、いろいろにうかがえるのですが、こういう内容についてわかりますか。

○政府委員(三治重信君) いま先生のおっしゃった数字は、この十二月に新規加入した事業主についての統計でございます。その下に「掛金月額変更状況」というのがございまして、これはいつでも掛け金を増額することができるようになっております。下にありますように、毎月この掛け金を増額するようなこともできるようなになっております。大体二百円が最低でございます。まず、まあ最初入る場合には最低でという気持ちもあるからというふうになつておると思いますが、しかし、まあそこでござらんになりますように、千円のところも一六%あるような状況でございますので、必ずしも最低がほとんど三分の一弱ということでございますので、この点はまあ事業主が

一方的に金額をきめて現実に入つてい

○柳岡秋夫君 私は、まあ初めてこの法案についてこの審議をするわけですが、何かこの法案が、何となく近代的労働関係の立場からいくと非常に効果あしく思われますし、また、法律を有効にその趣旨に従つてほんとうに効果あらしめるというふうな積極的な姿勢もあまり見られないという点が、再三言

○政府委員(三治重信君) 退職金制度の普及については、こういう制度を政府がとつていふ限りにおいて、私たちが思つておりますが、労災や失業保険その他の社会保険のごとく、強制制度を現在まだこういうふうにとるわけにはいかないというところで、任意加入になつております。したがって、その点、社会保険の加入事業所のように一律にいかないのは、いまの態勢からいけばやむを得ないというふうに考えております。

それから、この加入の奨励制度、これに零細企業に対する奨励制度、奨励指導という部分につきましては、第一線は各都道府県の労働課が担当しております。労働課または労政事務所である、これには国から委託費として若干の事務費を流してその援助をさしておるというのが実情でございます。さらに、最近いわゆる中小企業の労働力不足という部分から、労働省としては、職安機構の部分におきましても、やはり中小企業の労働確保のために、やはり労働条件の明示が必要である、こういうことから、求人者に対して、ましては限り、ただ若い人を、女の子が何人、男の子が何人ということ

対する労働省のやつぱり指導というものがもつとやられなければいけないのじゃないかというふうに思ふのです。そういう点、労働省は、実際に現場に對すると申しますか、一つ一つの企業に對する指導をどのようにやつてきておられるのか、単に事業団に對する指導のみで終わつておるのか、その辺をお伺いしたいわけです。

ではなくして、具体的にどういふ仕事で、どういふ労働時間で、どういふ賃金で、また、あるいは社会保険に入つていふか入つていないかというふうな、いわゆる基本的なものに、さらに副次的な労働条件をできる限り明示して、しかし、これも単に中小企業の個々の求人者にそういうことをいってなかなかできませんので、できる限り集团的に労働条件を、組合なり地域の事業主が集まつて、そういう労働条件を相談をして、均一化して求人を出していただくというふうな指導をして、そういうその求人の場面から、しかも、いわゆる求人募集について、労働条件の明示ということから、逐次社会保険、あるいはこういう退職金制度といふものも中小企業主に必要な制度である、また、そういうふうにしな

○山下春江君 柳岡さんの御質問に關連して、この制度が生まれてからたぶん十年以上たつたと思いますが、いま柳岡委員は、ちよつと前近代的な感じがあつて、どうも合点のいかないところがあるというふうな御質問があつたようでございしますが、実は、いま労働省の労政局長の御説明のようないふこともありませんが、実は、本案を私はい出した一人なんです。そうして、それは十数年前、大企業で非常な優秀な青年たちがふるい取られ、あるいは優秀であつても、學歷等の問題で大企業には受職をすることさえできない時代

がございました。それで、中小企業といたいが、小零細企業に吸収された多くの青年たちは、非常に自分の職場といふものと、長い将来の人生への希望が持てないために、転々としてくれる隊などへ落ち込むというふうなケースが、私どもいふから出てくる青年にたくさん見受けられたので、それを救済するために、小零細企業にもそれぞれの職種に特色があり、非常な高度の技術がむしろ温存されている場所もあるのだ、そういうところに定着してもらいたいということがねらいでこういうことを言ひ出した私はその一人であります。一人というよりは、むしろ一番先に言ひ出してみたのですが、それがたまたま実現してこういう法律になりました。おそらく私は、柳岡さんが社会党の立場でいろいろ労働問題を近代的に検討しておられるときに、このできるところを御承知ない柳岡さんは、何かこうびんとこない、はつきりしないものを感じておられるが、素朴な要素がこれに生まれるときにあつたわけでありまして。私はこれは不勉強で、今度どういふふうな改正されるか、実はまだ勉強してないわけでありまして、とにかくさういふことがあつたのでありますから、どのように発展してまいりまして、私はあなたの言われるようなちよつとこう割り切れないというふうなもの、社会党的な労働条件のいろいろ近代的な御検討の上から出てくると思ひますので、そういう点では、労働省として、今日の労働条件の上におきましては、やはり根本的な御一考を賜つて、それらの生まれたときは、私は、素朴なそういう零細企業に吸収される青

がございました。それで、中小企業といたいが、小零細企業に吸収された多くの青年たちは、非常に自分の職場といふものと、長い将来の人生への希望が持てないために、転々としてくれる隊などへ落ち込むというふうなケースが、私どもいふから出てくる青年にたくさん見受けられたので、それを救済するために、小零細企業にもそれぞれの職種に特色があり、非常な高度の技術がむしろ温存されている場所もあるのだ、そういうところに定着してもらいたいということがねらいでこういうことを言ひ出した私はその一人であります。一人というよりは、むしろ一番先に言ひ出してみたのですが、それがたまたま実現してこういう法律になりました。おそらく私は、柳岡さんが社会党の立場でいろいろ労働問題を近代的に検討しておられるときに、このできるところを御承知ない柳岡さんは、何かこうびんとこない、はつきりしないものを感じておられるが、素朴な要素がこれに生まれるときにあつたわけでありまして。私はこれは不勉強で、今度どういふふうな改正されるか、実はまだ勉強してないわけでありまして、とにかくさういふことがあつたのでありますから、どのように発展してまいりまして、私はあなたの言われるようなちよつとこう割り切れないというふうなもの、社会党的な労働条件のいろいろ近代的な御検討の上から出てくると思ひますので、そういう点では、労働省として、今日の労働条件の上におきましては、やはり根本的な御一考を賜つて、それらの生まれたときは、私は、素朴なそういう零細企業に吸収される青

年のためにたいへんよき法律であつたと思ひますけれども、今日においてはこの労働条件がたいへん変わつてまいりましたので、御検討をいただきますことを御要望いたしておきます。

○柳岡秋夫君 いま先生から貴重な意見をお伺いしたわけですが、私も決してこの法律がいけないということも言つてゐるわけじゃないのです。この法律の目的が、いわゆる零細企業の従業員の福利の向上、あるいは雇用の安定という面から必要であらう、必要ではあるけれども、その運営のしかた、あるいは改善のしかたに、やはりものと近代的な労使関係に沿つた指導行政といふものがなされなければいけないのではなからうかという、こういう点を言いたいと思つておるわけでありまして、こゝろをひとつ御了解を願ひたいと思ひます。

次に、融資の問題ですが、結局今回の改正の面でも、共同宿泊施設ですか、あるいは福祉施設等に貸し付けることができるようにする、こういうふうな改正になつておりますけれども、この額は十億円、しかも、それは積み立て金の大体一割だと、こういうふうになつております。しかし、その融資にあつて、やはり安全性といふものが考えられなければならないといふふうにするのですけれども、そういう安全性についてどういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(三治重信君) いま御質問の安全性につきましては、この還元融資の制度を退職金事業団にやらせるかどうかという問題で、審議会でもその点は非常に議論になりました。これができました上は、私は、現在、政府の

事業団、金融金庫等の融資のやり方の例によりましてやりたいと思つております。基本的な点を申し上げれば、第一線の窓口は、やはりこういう中小企業加入者は銀行を通じて現在借金をしておるわけでありまして、そういう

第一線の窓口の銀行、金庫等の、中小企業者の実態を知つてゐる人の判断を得て貸し付けることをしたい。それから、最初は事務がなかなか出来ませんから、できる限り協同組合、あるいは商工会等、団体貸しをしていきたいというところでございます。さらに中央における金融機関の統轄として、商工中金を主体的な主体としてその融資の業務を援助してもらつて、こういう体制を進めたいと思ひます。したがつて、政府の財政の目的に、この制度は一定の目的の政策目的を持って、予算どおりに、また、一つの政策目的に基づいてその実現をはかるといふふうなことは考へておらぬわけでありまして、あくまでこれと関連して中小企業者が長期資金を積み立てるわけですから、その一部を団体的に還元融資して、そして福利施設に使えるものなら使つてもらいたい、また、そういうことによつて資金が二重に生じる、片方は積み立て金、退職金といった資金ができる、片方はそれを還元融資を受けることによつて具体的に福利厚生施設ができていく、こういうふうなことが理想ではないか、また、そういうことによつて中小企業者のほうも資金のな、それがただ掛け金の納付だけということではなくして、自分たちの労働福祉対策にもその資金の一部が使えろといふふうな認識してもらへばさらに加入者がふえる、一石二鳥の効果があるんじゃないかといふことで還元融資の制度を強く希望したわけでありまして。

○柳岡秋夫君 いま大企業の労働者とこの零細企業の労働者の間では、非常に福利施設なり、そういう厚生面の関係で格差があるといふことがよく

いわれております。したがつて、現在の経済政策の中で、非常に零細企業なり中小企業に就職する人が足りないうといふような場合に、労働省としても、この数年間——数年間というよりも最近ですが、特にこの中小企業、零細企業の対策といふものを労働行政の一つの重要な柱として打ち立てておるわけですね。ですから、私は、そういう人たちの福利厚生という面は、こういう積み立て金の中から使つて施策をしていくといふことではなくして、そういうものは、国がいよいよ国の予算の中でそういう中小企業センターなり、あるいは労働福祉センターなり、各地域にどんどんつくつていって、そしてこゝろの方々の福利厚生面を向上していくといふところに基本がなければならぬと思ひます。そして、こゝろ積み立て金は、先ほど来言つておりますように、給付の改善が予算の関係をなかなかうまくいかないといふことをいわれているわけですから、できるだけ給付の引き上げのほうに持つていくといふことが妥当ではないか、こゝろいふふうに思ふのですが、そういう点はいかがですか。

○政府委員(三治重信君) この還元融資は、ただで貸すわけじゃないので、大体最小限度いよる給付に要するものとして予定している予定利回りは積み立て金のほうへ還元できるようなことを考へていくわけですね。したがつ

て、先ほど申し上げましたように、財投のほうに特別低利で一定の政策目標をもつて投資をしていくといふふうではなくて、あくまでこれはいわゆる加入者相互に必要な資金を受益するといふふうな考え方でございます。したがつて、その点は同じように還元融資といふことばを使つておられますが、厚生年金保険や失業保険の積み立て金の還元融資のあれは強制的に集まつてくるわけですね。しかも、それが財投へ全部入つて、財投から還元、こゝろいふ

うになつております。これはあくまで政府の財政には入らないで、事業団だけで全体の運用計画の一部としてやつていく。したがつて、片方は商工債券を買つて、片方は融資をする、設立の政策目標の特別融資といふものは、低利でただだに貸すといふ社会政策的な目的を持った額ではないといふふうに御理解を願ひ、あくまでこれは利回り計算と申しますか、全体の運用計画の中で、一部一石二鳥的に還元融資をするといふのがこの目的でございます。

○柳岡秋夫君 その利回りで積み立て金のほうには支障はない、しかも、給付に差しかえることはないといふことなんです、その点はわかりましたけれども、できるだけそういう福利施設といふものは、国の施策として施設をして、そして退職金の積み立て金といふのを事業主が積み立てますけれども、しかし、それはいづれ労働者に給付されるものでありますから、当然考へようによつては労働者の金だと、こゝろ言つても私は差しつかえないと思ひます。ですから、単に一つのワケをはめて、それでは使えない、貸し

付けすることはできないといふことでなしに、やはり労働者なり労働組合の意見等も聞いて、そして労働組合が参画をして、そして施設をするような、そういう福利施設なり、あるいは共同宿泊施設といふようなものに貸し

付けることができるようにしていくといふことも必要ではないかといふふうな思ふのですが、こゝろいふ点の労働者の意見といふものを聞くような、こゝろいふといふものは、機会といひますか、組織と申しますか、こゝろいふものは別に考へておらないわけですか。

○政府委員(三治重信君) こゝろいふ運用について、こゝろいふ労働者側の代表についての発言の機会を設ける場が制度的に設けられるかどうかといふ御質問だろつと思ふわけでありまして、この還元融資につきましても、答申でも、こゝろは書いてございせんが、こゝろいふ融資の基準、原則といふものについては、審議会にはかつた上で行ふという約束もなつておりますので、基本的な、または運用基準といふものは事業団でつくりまして、これをさらに私たちが検討して審議会できめる。この審議会の場におきましては、公益といふことになつて、学識経験者といふふうになつておりますが、御承知のように、学識経験者といつても、われわれのほうでは大体労、使、公益といふふうな三者的な構成のようになつて現在審議会を構成しているわけでございます。ただ、この融資先につきましても、衆議院のほうにおきまして、将来こゝろいふ中小企業加入者の入つてゐる事業主に雇はれてゐる従業員との組合といふものが、自分たちで福利施設をつくりたいといふ場合に

も融資の対象にしてほしいというよう
な要望があったわけでありますが、こ
れは大臣は、将来そういう方向で検討
をしていきたいというふうに答えてお
ります。したがって、こういうふうな
資金は、いずれにしても、労働者の実
質的な福利に使われるように、福利以
外には使われないように運用するとい
うことは確実でございます。

○柳岡秋夫君 ひとつ衆議院のほうで
もそういう要望があったとすれば、私
もそういうことを考えておりました
ので、早急にそういうところにもとい
うよりも、そういうところに原則を置
いてこの融資の法律化をひとつはかっ
ていただきたいというふうに思いま
す。

それから、余裕金の運用の問題で
ございますが、先ほどの中小企業退職
共済事業月報によりますと、三十八年
の十二月現在で、有価証券が八五・
八％、それから資金運用部の預託が
六・六％、定期預金が五・六％、そ
他の預金が二％、こういうふうになっ
ているわけでございますが、責任準備
金と申しますか、そういう責任準備金
というのは、資金運用部に預託してい
る金が責任準備金、こういうことにな
るわけですか。

○政府委員(三治重信君) この表に出
ておりますのは、運用状況で、全部の
資金がどういうふうになっているかと
いうことでございまして、その責任準
備金がこの中でどういうふうになっ
ているかという御質問だと思いますが、
現在、責任準備金がこの中でどれだけ
かという問題は、この表には出てこな
いのであります。責任準備金は、現在
のところ、いわゆる何と申しますか、積

み立て金にプラス予定運用利回りの六
分二厘五毛は最低限下つてはいけな
いというところでこの資金の中の計算を
やっている、こういうことでございま
す。責任準備金の金額の明示はしてお
りません、現在までのところ、大体の
計算では、三十七年度末で責任準備金
としての計算は約六十二億というふう
にしております。毎年この責任準備制
度は、一定の計算方式によって計算は
しておりますが、これは運用部面の資
金準備金は十分積み込んであるつもり
でございます。

○柳岡秋夫君 時間がありませんか
ら、特定業種の問題につきましては次
の機会に譲りたいと思ひます。きょう
は以上の質問で終わりたいと思ひま
す。いづれにしても、先ほどから申し
上げておりますように、今後の運営の
しかたとして、あくまでも労働組合を
つくりたくてもつくりたくない、あるいは
退職金制度をつくりたくてもつくりな
いというふうな零細企業に重点を置い
て、そういう企業の労働者の福利向
上、雇用の安定というところに重点を
置いて運営のしかたというものを申
し上げて、特定業種につきましては、
またいろいろ問題もあるようござい
ますから、次の機会にさせていただきます
と思ひます。以上で終わります。

○委員(鈴木強君) 他に御発言もな
ければ、本日のところ、本案に対する
質疑はこの程度にとどめておきます。

○委員長(鈴木強君) 労働問題に關す
る方は、順次御発言願ひます。

○藤田藤太郎君 私は、郵政の金沢郵
政局管内の問題について、不当労働行
為だと私は思ふんですが、この問題に
ついて少しお聞きをしたいと思うので
あります。

第一にお聞きしたいことは、郵政局
と特定郵便局との関係がどうなってい
るか、それから、特定郵便局長という
のはどういふ資格においでになるか、
そういう点をまずお聞きしたいん
です。

○政府委員(増森孝君) お答え申し上
げます。特定局長と郵政局との関係で
ございしますが、これはその前に、特定
局というものがどういふものであるか
というのを御説明したほうがいいと
思ひますが、大体郵便局を形式的に分
けますと、普通局と特定局になってお
ります。そのほかに、分け方として
は、普通局も特定局もおしなべてで
ございまして、集配をしております
局、つまり集配局と、それから無集配
局に分かれております。そういうふう
な分類のしかたでございしますが、特定
局と普通局はどう違うかと申します
と、特定局長を長とする郵便局とい
うものが特定局でございまして、それ
から、普通局は普通局長を長とする郵便
局、こういうことになっております。

なお、実態的に申し上げますと、お
お市等にございまして大きな郵便局、
これらは普通局でございまして、地方
の小さな郵便局、それがいわゆる特定
局というふうに御理解願ひれば結構
うだと思ひます。

そこで、郵政局と特定局との関係で
ございしますが、郵政局が、特定局だけ
ではございせんが、郵便局を指導監

督している、こういうふうな御理解願
ひければ結構うだと思ひます。

○藤田藤太郎君 まあ特定局というの
は、私たちの理解では、いまはどう
なっているかよくわかりませんが、家
屋を貸して、昔は一定の国税を納め、
資産のある人を特定局長にし、委託業
務のようなどきことをやっておられた。
いまはそうでなしに、家屋の借り上げの
問題は続いておるでしようけれども、
しかし、局長といふことも、そこで働
ておる人も全部郵政事務官といいま
すか、郵政職員だと私は思ふ。そうす
ると、そういう条件の中で、特定局長と
いふものを、みんなが郵政事務官であ
りながら、特定な郵政業務の歴史や研
さんもない、業務にもタッチしていな
い人をばつと局長にしてしまふとい
うことがどうも私にはわからないわけ
です。これが一つです。それから、その
特定郵便局長というものが、業務の実態
そのものが全般的郵政局の監督下に
あつて、そこに働いておる人は全部郵
政職員でありながら、何か昔の自分が
委託業務をやつていたような感じで仕
事をされておるという、そういう感じ
がいたします。常勤でありながら、ほ
んど他の業務についておられて、名
前だけ少しは業務を見られるであ
りまして、少しい人が相当多い
というところ、何かこれは社会的、政治
的に申しまして、自分の局におる
郵政の職員は、何か自分が任免権を
持つて、自分が雇つておつて、自分が
給料を払つておるようなところで、
昔の域から少しも脱していないとい
う感じがするわけでございます。この実
態がどうかということが第二点。で、
私の考えでは、そういうことでありま

すから、何か自分が雇つておる職員と
いう、一般的にいふゆる労働関係のよ
うな慣行を乗り越えて、最も模範的に
ならなければならぬ政府機関のこの
業務が、全く労働立法のたてまえをは
ずして、同じ職員でありながら、労使
関係のようになつておることを持つて
おると、私はそう思ふのです。だか
ら、いま三つ申し上げましたが、その
実態はどうかという局長の御意見を聞
かせていただきたいと思います。

○政府委員(増森孝君) まず、特定局
長の任用でございしますが、これは歴史
的に申し上げますと、明治五十年ごろに
郵便局を急速に全国に設置しなければ
いけないというふうな事情にございま
して、それから、また、諸外国等にお
きましてはそういう例がございま
して、前島密という先生が、土地の有力
者でございまして、そういう方に郵便
局長になつていただいて、そうして急
速に全国に郵便局を設置したという歴
史的な事実がございまして、で、その
後、それでそういうふうな土地の特定
局というのはいくらふうであつたか
と申しますと、三等郵便局と申しまし
て、三等郵便局は、いわゆる政府から
請負の形で、そして業務を運営してい
たと、こういう事実がございまして、
で、その当時にございましては、いま先
生もちょっと御指摘になられましたよ
うに、郵便局長がその職員を任用、い
わゆる自分が請け負つた金でもつて職
員を郵便局長みずから雇つておつた
というふうな実態だつたのでございま
す。で、その後いろいろこの制度に
は問題がございました。で、終戦後
に至りまして、いまの特定局、前の三等

もう全く昔の状態だといつかつこのところ
ところが非常にたくさんある。私が
きょう問題にしようとしているのは、
金沢郵政局の管内のたくさんの特
局——五百から特定局があります。
その中で、局長もしくは局長の奥さ
んが、局の職員個々に、労働組合を
脱退しなさい、聞かぬ者は夜の十二
時、一時、二時まで奥さんと交互に直
談判してやる。年をとった職員には、

えがこれを脱退しないとおまえのむすこは入れぬぞと言つてみたり、ちゃんと組合脱退届けを印刷して、ここに判さへ押せばいいのだということをして回つておられる。その根源をどんどんついていきますと、どうも特定局長の会議で方向をきめて、無集配局はいつからいつまで脱退させる、それが一応終わつたら次の段階に入る、こういうことが計画的に行なわれているということを私は聞いておるわけですが、先ほどから郵政省の仕組みの問題、特定局長と職員との関係、業務の問題を

聞いてみますと、そんなことは全然出てこない。しかし、実態はいま私が申し上げたようなかつこうで動いている。これはどういふことなんだろうという疑問を私は持つて人事局長に聞いているわけだ。

○政府委員(増森孝君) 第一の、使用人的に使っているのではないかということでごさいます、なるほど戦前、あるいは戦争直後ごろまではそういうこともあったやに思いますけれども、組合運動等も非常に盛んになりました今日、そういうことがあろうとは私ど

三

それから、また、第二の、脱退をし
ろと局長がそういうことを強制するとい
うことも、私どもとしてはどうして
も信じられない、そういうことはあり
得ないと私どもは考えておる次第であ
ります。

○藤田藤太郎君 それじゃ一つ二つ例
を申し上げてみます。たとえば金沢管
内の能登地区の特配連絡局長会議で、
石川地区の一つとしては、無集配局を
全員全通から脱退させる、とりあえず
二十名以下の集配局の切りくずしを行
なう、その上で二十名以上の局にも手
をつける、こういうことが二月の会議
できめられて、一斉に局長がやってお
られる。それから、二月六日の会議で
は、これは何というのですか、本支部
打ち合わせ会ですか、無集配局は四月
までに完全に射落とすとか、その他い
ろいろのことが書いてありますが、長
くなりますから私はやめますが、今度
は昨年の十二月ごろから一月ごろにか
けては、ある特定局長の奥さんが、夜
の一時、二時まで居直って捺印をさせ
ているとか、または女の職員が三人
おって、そうして一人は脱退した、そ
れで、おまえは脱退しなければ首にす
る、こういうことを局長が家に行つて
言っているとか、これは実態をつかめ
ばたいへんたくさんあるわけですが、
そういうことが去年の十二月からこと
しの三月、四月まで非常にたくさん行
なわれているわけでございますけれど
も、そういうことはあり得ないと人事
局長さんはおっしゃるわけですが、そ
の昨年の十二月から今日までそういう
ことが行なわれて、それで局長の地域
会議できめて、そして成績を持ち寄っ
てまたやる。首を切るとか、あとの世

話をしないとかという、個人の私生活
にまで入つていってご主人と奥さんと
交互にやっておられる。そういうこと
の実態があなたのほうにまだきていな
いというのは、人事局長が知りにな
らないというのは私はふしぎに思つて
いるくらいです。地方の新聞には、非
常に微に入り細に入り、半年間にわ
たつて出ているわけですが、そういうこ
とが組合を刺激して、そしてこれはど
ういうことなんだというところでずつと
もめていくわけですが、私は、正常な
姿の郵政業務をやるたてまえからいっ
ても、こういうことは私はほうつてお
いてはいけないと思うのです。組合が
かんにんできぬから、何とかやめて、
こういう具体的なことは困るじゃない
かというところで、休戦しようじゃない
かというふうな話が出てきたり、まる
でどういうことなのか。私は、郵政と
か国鉄とか、または電電にしたつて、
公社としても、政府関係の現業、要す
るに政府機関ですね、もつとも日本に
は、労働三法、憲法から基づいた公労
法のこれらは対象団体でありますし、
いろいろのこういう問題は労組法に関
係して、不当労働行為をやつてはいか
ぬということが明確にしてあるのに、
こういうことが常日ごろ行なわれてい
るといふことは、私は非常に残念なこ
とだと思ふのです。それがもう半年も
たつのに本省の局長さんの耳に入つて
いないなどということは、私は非常に
残念だと思ふわけですが、どうですか
ね、全然そういうことは御存じないわ
けですか。

○政府委員(増森孝君) 私どもは、常
日ごろ、組合に介入するとか、あるい
は何といひますか、支配するとかとい
うことは厳に慎まなければいけないとい
うことで下部を指導しておる次第で
ございます。したがって、いま先
生のおっしゃいましたようなことは、
おそろくないことだと思つておりま
す。ただ、私も聞いておりますのは、
金沢管内では、いま全通と、そ
のほかは全通を批判いたしまして全特
定という組合ができております。おそ
らくそういう組合間のことが誤つて伝
えられているのではないかと私も想
像しているものであります。局長会議
がそういうことをやるといふことは、
われわれ想像もできないことだと思つ
ております。

○藤田藤太郎君 いまあなたは、そう
いうことは想像もできないことだと
おっしゃるわけですから、ぜひこれは
調査してもらいたいと思ふので
す。この調査をして、事実あるのか
ないのかといふことをひとつ明らかにし
てもらいたい。私がここに持っている
だけでも相当なものです。私も二十八
日に、あまり時間がなかつたので、多
くは参りませんでしたけれども、しか
し、そこで集めた資料はまだたくさん
ございます。私は郵政局長に、そうい
うことはいいとお思ひになるのかど
うかと尋ねると、いや、私もいいと思
ひません。思わないならなぜ直さないの
かといふことを言つてまいりました。
それじゃ至急に云々といふことを言わ
れて、一週間ぐらいの後に返事をもら
いたといふ言つて私は帰つてまいりま
したが、いまだに何の御返事もなけれ
ば、何の御報告もない。

そこで、私は、そういうことで一つ一
つもとに返して白紙になつて、そんな
不安定な労使関係がない条件が現地に
できれば、私はここで取り上げて、本
省の局長さん、次官にまで来ていた
でこんな議論をしたくないわけ
です。ところが、そのまゝの状態、半
年から行なわれてきたものがそのま
まをふさいでやつておられるというこ
とについて、私は残念であります。か
ら、きょうおいで願つてお聞きしよ
うとしたけれども、あなたも御存じな
い、こうおっしゃる。ですから、この
材料は私は組合員みんな持つてい
るのです。だから組合で聞いて、私
も提供してよろしくございませうか
ら、この一つ一つの問題について、ひ
とつ郵政当局として明らかにして
いただきたい。いま特定局との関係をお
つしやいました。私も現地へ行つてま
いりまして、特定局の組合と全郵の組合
がある。職員の中で、全郵の組合を脱
退して特定局の組合にいく、こういう
議論がなされて、そしておいきになる
なら、これは組合の団結権の自由です
から、私はそこまでは申し上げませ
ん。その議論はいたさない。しかし、
どの一つ一つをとつてみても、まず組
合を脱退させ、まず脱退させて、行き
過ぎたところは、脱退の判を押したと
同時に、特定局の幹部を呼んで、そし
て引き渡す。それでないところでも、
脱退させる、脱退を強制していく、
こういうことがうなずかれます。だから、
私は、組合と組合の問題をあまりこ
こで取り上げようとは思ひませんけれ
ども、その具体的なことは全部特定局長
がやっておられる。それも、その局長
会議をどんどん進めておられる。私
はこういふかっこうというものが郵政
行政の中で認められていいのかどう
か、こういう不安を持つわけござい

ます。ですから、これはひとつぜひ来
週までに、きょうは七日ですから、今
度は十四日になりましようが、それま
でにぜひ詳しく調べていただいで、い
まの実態と合うか合わないか、ひとつ
明らかにしていただきたい。局長さん
自身も、そういうことがあつてはなら
ぬとおっしゃつておられるのですから、
のあつてはならない方向を、あの金
沢——石川県と富山県と福井県の三県
にまたがつておる問題でありますから、
この問題を明らかにして、労使関係が
正常になるように、私もたいたずらに
いふあなたと議論をしてみたつて、こ
れは何のプラスになる問題でもありま
せんから、正常な労使関係が行なわれ
て、そこで正常な郵政業務が進んでい
く、これが私の念願なんでございま
すから、十四日にはぜひその資料を、一
つ一つの問題について金沢郵政局との
関係を問ひ合せていただいで、組合
にたくさん材料がありますから、ぜ
ひこれを十四日の日に出していただき
たい、これは一つお願いです。

それから　ただいまの秘密指令云々の話でございますが、これは鬨争が起りましたときに、やはり全通その他の組合でも、いろいろなときそのときに指令が出ますので、その指令はどういうふうに対応していったらばよろしいかということで、具体的に指令を、何といいますが、通達のようなものは出してあります。しかし、それはそのときそのときに出している次第でございます。

○藤田藤太郎君　私ちよつと気になるわけですが、あなたのおことばしりをとらえるわけじゃないですが、当局が強過ぎててもいかぬ、組合が強過ぎててもいかぬということばが私はどうも気になる。強いとか弱いということではないと思うのです、私は。公労法

にきめられていないものは労働三法、労働法とか、または基準法とか、そういう適用を受けているのが職員の皆さん方だと私は思っています。ですから、その中で起きてくる労使の関係というものは、法律で規制されている問題でその問題の処理がされていくわけだと私は思う。あなたのいう意味は、意味はどういう意味かわかりませんが、私も、その法律の拡大解釈云々というよりも、その法律に触れてくるのかもわかりませんが、私は、何かこう弱くとも強いとかという問題でなしに、憲法でもそうだし、団結権、それから、いま罷業権は取り上げられており、賃金、労働条件は労使対等の立場で定めるといふことが基準法でも明記されていることは基本原則だと私は思うわけであり、この基本原則をきめるのに、交渉の範囲や、どうやこうやと私はあまりよく存じませんけれども、人がどうやの、これから先は言うたらいかなのといふことで争いがどうあるやうだと私は聞きますけれども、私は、そういう点は今後は大いに双方が理解して、正常な形で持つていくべきだと思ふのでありまして、それはもうそれが強いとか弱いとかいう表現になると、ちよつと気になることがあると思います。一言触れておきたいと思う。

私は、その問題は労働者の権利、または使用者の業務をつかさどるための組織、仕組みという、その関係において出てくる問題ですから、個々のケースでないといふ具体的な議論ができないと思ふ思いますけれども、一般的に何かそういう印象を受けると、どうもいろいろのことが頭に入ってくるので、ちよつと気になるわけであり、それから、組合が闘争指令を出すから、それに応じて出しているのだと、こういうことなら、それはあり得ることだと私は思ふ思います。いろいろのことばね。しかし、それが一般業務の一般労組対策の問題にまで触れて、次から次へと何か戦闘態勢をいかに刺激するやうなかつこうでそういう問題が出てくると思ふ、私は問題が残るのではないかと。それなら、私は、全通の指令と皆さん方お出しになったものと比較検討してみなければならぬけれども、組合は何といつたてふフェア・プレイで、指令も何もみなフェア・プレイですが、当局のやつはみんな秘密指令だ、それが公開されればいいとか悪いとか、私は議論にそう不信任的なものが生まれてこないと思ふので、それけれども、どうも当局のやつは秘密で、組合のほうはフェア・プレイで、みなどこにでも回っている、ここにやはり問題があるのじゃないですか。どうもそういう気がしますが、いかがですか。

○政府委員(増森孝君) 私の御説明を申し上げたことは若干足りなかつたと思ひますので、補足させていただきます。第一点の、強い弱いといふことでございしますが、これはもう先生のいまおっしゃつたとおりでございまして、私も別に強くなれとか弱くなれとかいふことを言つておるのではないのでございまして、いままでのいゝゆる戦争直後あたりでございまして、いろいろ法律その他を知らない、あるいはルールを知らないといふために非常に混乱が起つたと思ふのでございします。そういう無用の摩擦、無用の混乱が起つたにしろ、いゝゆる法規等に強くなる、あるいはルール等に強くなると、むしろそういうよりな表現のほうは適當かと思ひます。先ほど言ひました強い弱いといふことは、力関係といふことではなくて、そういうつまり労働法規、あるいはルールといったやうなものをお互いに十分知り尽くして、そしてその上にフェア・プレイでやるべきだ、こゝろいふに御理解願へばけっこうだと思ひます。それから、第二の問題でございしますが、これは秘密指令といふと非常に誤解が起つるのでございまして、別に秘密指令、ちよつと私もそういうことはを使つたかも知れませんが、これは連絡程度だと御理解願へばけっこうだと思ひます。

○藤田藤太郎君 私は、これ以上きようは議論いたしませんけれども、いまのたといは金沢郵政局に起つて、あなたはどういふぐあいにそれをお聞きになつたのか知りませんが、労使関係で問題が起つてゐる。その原因は何かと、団体交渉は全通とおやりになつてゐるわけですから、または金沢郵政局の中でも団体交渉をおやりになつてゐるわけですから、そこでなぜ問題が起つてゐるのか、おもな問題はみんな中央の全通との間に行なわれているわけですから、それをいま私が提起したやうな問題は何かもなかつたんだといふよりなぐあいに局長さんお考えになつたところが、どうも私は疑問に思つてゐるわけです。しかし、それはひとつの原因を提起いたしましたして、十四日まで調査して持つてきていただけたといふことですから、これ以上申し上げませんけれども、何としても私は一方的ではなしに、双方が現地に一つ一つ行つてこれを解決しなければできない問題、最終的にはそう思つております。ですから、ぜひひとつ詳しいのを十四日には出していただきたい。御苦勞でも十四日にはもう一度来ていただいてこの問題を明らかにしていただきたい、こゝろ思ひますので、お願いしておきます。

○政府委員(増森孝君) 承知いたしました。

○委員長(鈴木強君) 増森さん、「新しい管理者」といふのを、ひとつ委員の皆さんに参考にしたののですから、二十部委員のほうへひとつ配つていただけないか、よろしくうございしますか、それをちよつと答えてください。

○政府委員(増森孝君) かしこまりました。

○委員長(鈴木強君) 他に御発言もなければ、本日のところ、本件に対する質疑はこの程度にとどめておきます。本日はこれにて散会いたします。午後零時四十二分散会

四月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、南方地域戦争裁判による刑死者の遺骨帰還促進に関する請願(第一七九四号)

一、戦傷病者援護に関する請願(第一八一七号)(第一八八九号)

一、外傷性せき髄損傷患者救済に関する請願(第一八一八号)

一、療術(医業類似行為)の制度化に関する請願(第一八三七号)(第一八五四号)(第一九六三三三)

一、戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(第一八八六号)

一、戦傷病者中央援護福祉施設建設費の助成に関する請願(第一八八七号)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の不均衡是正に関する請願(第一八八八号)

一、全国一律最低賃金制確立に関する請願(第一九四九号)(第一九五〇号)(第一九五一号)(第一九五二号)

第一七九四号 昭和三十九年四月十日受理

南方地域戦争裁判による刑死者の遺骨帰還促進に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市極楽寺 山下久子外八名

紹介議員 草葉 隆圓君

戦争裁判による南方地域刑死者の未帰還遺骨(マカツサル、メナド、バリック、クーパー、モロタイ、ボンチャナック、クーパー、アンボン、ホーランドアでの死亡者百七十九名)引取りをすみやかに実現せられたいとの請願。

理由

今次大戦の結果、戦争犯罪人として死刑に処せられた者は千有余人であつた。インドネシア地域の刑死者のうち一部の者の遺骨は帰還したが、セレベス、モロタイ、ボルネオ、チモール等にはまだ多くの人々の遺骨が取り残されてゐる。雨風にさらされて荒野にさ

びしく眠る肉親を思うとき、遺族は断腸の感に打たれ、胸つまる心境である。遺骨帰還について一番困難視されていた中共関係の墓参並びに遺骨収集が近く実現することでもあるから、南方地域についても長年にわたる遺族の願いが達せられるよう特段の配慮をせられたい。(南方地域戦争裁判関係死亡遺骨未帰還者並びに遺族名簿添付)

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一七三一号と同じである。

第一八七号 昭和三十九年四月十日受理
戦傷病者援護に関する請願

請願者 香川県高松市栗林町三ノ九一七 佐々木隆好

紹介議員 津島 壽一君

この請願の趣旨は、第一三九一号と同じである。

第一八八九号 昭和三十九年四月十日受理
戦傷病者援護に関する請願

請願者 名古屋市中千種区猪高町大字上社字平池四九名

古屋市傷い軍人会内

牧野義一

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第一三九一号と同じである。

第一八八号 昭和三十九年四月十日受理
外傷性せき髄損傷患者救済に関する請願

請願者 名古屋市中港區港明町一ノ三一 中部労災病院内

中部脊髄損傷患者親睦会内 小原田岩男外百六十名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一七三一号と同じである。

第一八三七号 昭和三十九年四月十一日受理
療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 岩手県北上市高砂町

沢田長作

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一八五四号 昭和三十九年四月十三日受理
療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 岐阜県高山市千島町四九五 島良位

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一九六三号 昭和三十九年四月十五日受理
療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 大阪市住吉区南加賀屋町四二六 高原保次

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一八八六号 昭和三十九年四月十四日受理
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願

請願者 名古屋市中区東田町四ノ一九名古屋市傷い軍人妻の会内 本田そう

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一八八七号 昭和三十九年四月十四日受理
戦傷病者中央擁護福祉施設建設費の助成に関する請願

請願者 名古屋市中千種区猪高町大字上社字平池四九名

古屋市傷い軍人会内

牧野義一

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一八八八号 昭和三十九年四月十四日受理
戦傷病者戦没者遺族等擁護法による障害年金等の不均衡是正に関する請願

請願者 名古屋市中千種区猪高町大字上社字平池四九名

古屋市傷い軍人会内

牧野義一

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第一九四九号 昭和三十九年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋八ノ二、三一〇 阿川精輝

外七百四十九名

この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

第一九五〇号 昭和三十九年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 宮城県古川市稲葉字片葉四四 沢田正二郎

外七百四十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

第一九五二号 昭和三十九年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪市此花区高見町二ノ七四 宮岡進外七百四十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

第一九五三号 昭和三十九年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 静岡県清水市七ツ新屋三〇七 田宮文男外七百六十四名

紹介議員 鈴木 市蔵君

この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月十八日)

一、国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

(国民年金法の一部改正)
第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「(以下「傷病」という。)がなおつた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「療養認定日」という。)」を「(以下「傷病」という。)」について

はじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)

から起算して三年を経過した日(その期間内にその傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「療養認定日」という。))に、

「当該傷病について、はじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。))」を「初診日」に改める。

第六十五条第五項中「七万円」を「八万円」に改める。

同条第六項中「十八万円」を「二十万円」に改める。

第六十六条第一項及び第二項を次のように改める。

障害福祉年金は、受給権者の配偶者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)に規定する控除

対象配偶者及び扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

一 扶養親族等がない場合 所得税法第十二条の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第九条第一項第五号に規定する給与所得の最高額

二 扶養親族等が一人である場合 前号の額に所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額に相当する額を加算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 前号の額に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第十一条の十第一項第一号イに規定する控除額に相当する額を加算した額

障害福祉年金は、受給権者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七七条第一項に定める扶養義務者で当該受給権者の生計を維持するものの前年所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

一 扶養親族等がない場合 給与所得の収入金額四十万円につき所得税法第九条第一項の規定により計算した額

二 扶養親族等が一人である場合 給与所得の収入金額四十万円に所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額を加算した額に同法第九条第一項第五号の規定により計算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 給与所得の収入金額四十万円に次に掲げる額を加算した額につき所得税法第九条第一項第五号の規定により計算した額

イ 所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額

ロ 扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第十一条の十第一項第一号イに規定する控除額と同号ロに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額

の者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ前項各号の規定により計算した額に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定により所得の額と比較すべき額の計算につき所得税法の規定を適用すべき場合においては、当該所得につき適用される同法の当該規定によるものとする。

第六十七七条第二項（第二号中「八万円」を「二十万円」に改め、同項「前条第一項の規定に基づく政令で定める額」を「その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ前条第一項各号の規定の例により計算した額」に改め、同項第三号中「前条第二項の規定に基づく政令で定める額」を「その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ前条第二項各号の規定の例により計算した額」に改める。

第七十九条の二第六項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改める。

第八十一条第二項中「同日以後になおつた者又は初診日が同日以後昭和三十六年三月三十一日以前である傷病が」を「同日以後昭和三十一年七月三十一日までの間になおつた者又は初診日が昭和三十四

第六十六条第三項中「前項の規定に基づく政令で定める額」を「そ

年十一月一日以後昭和三十六年三月三十一日以前である傷病が昭和三十一年七月三十一日までの間に改め、同条第三項中「であつて、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病がなおつたもの（廃疾認定日において七十歳以上を除く。）」を加える。

別表の一級の項中

九 前各項に掲げるもののほか、これらと同程度以上と認められる身体障害であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内科的疾患に基づく身体障害であつて、前各号のいずれにも該当しないものを除く。）

九 結核性疾患による身体の機能の障害（呼吸器の機能の障害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを含む。以下この表において同じ。）又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

一〇 精神の障害、精神病質、神経症及び精神薄弱によるものを除く。以下この表において同じ。であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

一一 前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

同表の二級の項中

一五 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度以上と認められる身体障害であつて、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（内科的疾患による身体障害であつて、前各号のいずれにも該当しないものを除く。）

一五 結核性疾患による身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活に著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

一六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

一七 前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（児童扶養手当法の一部改正）

第二条 児童扶養手当法（昭和三十

六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別表第一号から第八号までに定める程度の廃疾の状態若しくは内科的疾患に基づかない同表第九号に定める程度の廃疾の状態にある」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 別表第一号から第八号までに規定する障害でそれぞれ当該各号に定める程度の廃疾の状態にある者

二 結核性疾患による身体の機能の障害（呼吸器の機能の障害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを含む。以下第四号において同じ。）又は長期にわたる安静を必要とする病状で別表第九号に定める程度の廃疾の状態にある者

三 精神の障害（精神病質、神経症及び精神薄弱によるものを除く。次号において同じ。）で別表第十号に定める程度の廃疾の状態にある者

四 前三号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、身体不自由、結核性疾患による身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有する者であつて、前三号

に定める程度と同程度以上の廃疾の状態にあるもの

第九号中十八万円を二十万円に改める。

第十号から第十二号までを次のように改める。

第十号 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の配偶者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

一 扶養親族等がない場合 所得税法第十二条の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第九条第一項第五号に規定する給与所得の最高額

二 扶養親族等が一人である場合 前号の額に所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額に相当する額を加算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 前号の額に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第十一条の十第一項第一号イに規定する控除額に相当する額を加算した額

第十一条 母に対する手当は、その母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

一 扶養親族等がない場合 給与所得の収入金額四十万円につき所得税法第九条第一項の規定により計算した額

二 扶養親族等が一人である場合 給与所得の収入金額四十万円に所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額を加算した額につき同法第九条第一項第五号の規定により計算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 給与所得の収入金額四十万円に次に掲げる額を加算した額につき所得税法第九条第一項第五号の規定により計算した額

イ 所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額と同

法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額

ロ 扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第十一条の十第一項第一号イに規定する控除額と同号ロに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額

第十二条 養育者に対する手当は、その養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ前条各号の規定により計算した額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十三条第二項（第二号中「第四号を二十万円に改め、同項第十号の規定に基づく政令で定める額」を「当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ第十号各号の規定の例により計算した額」に改め、同項第三号中「第十一条の規定に基づく政令で定める額」を「当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ第十一条各号の規定の例により計算した額」に改める。

第十三条の二に次の一項を加える。

2 第十号から第十二号までの規定により所得の額と比較すべき額の計算につき所得税法の規定を適用すべき場合においては、当該所得につき適用される同法の当該規定によるものとする。第二十号中「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

附則

（障害福祉年金等の支給停止に関する経過措置）

第九条 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第五項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十一年一月以降の月の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、昭和三十一年十二月以前の月分のこれらの福祉年金についての受給権者が同法第六十五条第五項に規定する給付を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

2 国民年金法第六十五条第六項及び第六十七条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支

給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和三十九年九月以降の月分のこれらの福祉年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの福祉年金については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項、第六十六條第一項から第三項まで及び第六十七條第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十八年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十七年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4 前項の場合において、当該所得が昭和三十八年の所得であるときは、この法律による改正後の国民年金法第六十六條第一項及び第二項（同法第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七條第二項において例による場合を含む。）に規定する額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、三十九万六千円とする。

5 この法律による改正後の国民年金法第六十六條第二項第二号（同法第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七條第二項において例による場合を含む。）に規定する額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、三十九万六千円とする。

は「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）による改正前の所得税法第十一条の八」と、「所得税法第十一条の十」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）による改正前の所得税法第十一条の九」とそれぞれ読み替えるものとし、当該所得が昭和三十九年の所得であるときは、同条第二項第三号ロ（同条第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七條第二項において例による場合を含む。）中「同号ロに規定する控除額」とあるのは、「三万八千八百円」と読み替えるものとする。

第十條 児童扶養手当法第九条の規定による手当の支給の制限については、この法律による改正後の同法第三条第一項の規定は、昭和三十九年九月以降の月分の手当について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の児童扶養手当法第十条から第十二条までの規定は、昭和三十八年以降の年の所得による支給の制限について適用し、昭和三十七年以前の年の所得による支給の制限については、なお従前の例による。

八」と、「所得税法第十一条の十」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）による改正前の所得税法第十一条の九」とそれぞれ読み替えるものとし、当該所得が昭和三十九年の所得であるときは、同法第十一条第三号ロ（同法第十二條の規定を適用する場合及び同法第十三條第二項において例による場合を含む。）中「同号ロに規定する控除額」とあるのは、「三万八千八百円」と読み替えるものとする。

4 この法律による改正後の児童扶養手当法第十一条第二号（同法第十二條の規定を適用する場合及び同法第十三條第二項において例による場合を含む。）に規定する額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、三十九万六千円とする。

3 前項の場合において、当該所得が昭和三十八年の所得であるときは、この法律による改正後の児童扶養手当法第十条及び第十一条（同法第十二條の規定を適用する場合及び同法第十三條第二項において例による場合を含む。）中「所得税法第十一条の九」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）による改正前の所得税法第十一条の八」とあるの

四月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

目次中「第三十八條」を「第三十八條ノ二」に、「第三十九條ノ五」を「第三十九條ノ六」に、「第五十條ノ八」を「第五十條ノ十」に、「第六十二條ノ三」を「第六十二條ノ四」に改める。

第二条ノ二を第二条ノ三とし、第二条の次に次の一条を加える。
第二条ノ二 本法ニ依ル年金タル保險給付ノ額ハ国民ノ生活水準其ノ他ノ諸事情ニ著シキ變動ガ生ジタル場合ニ於テハ變動後ノ諸事情ニ応ズル為ノ調整ガ加ヘラルベキモノトス

第四条第一項の表を次のように改める。

標準報酬額	報酬月額
第一級 九、〇〇〇円	三〇〇円
第二級 一〇、〇〇〇円	三三〇円

第三級 一二、〇〇〇円	第四級 一四、〇〇〇円	第五級 一六、〇〇〇円	第六級 一八、〇〇〇円
四〇〇円	四七〇円	五三〇円	六〇〇円
一、〇〇〇円以上一、三〇〇円未満	一、三〇〇円以上一、五〇〇円未満	一、五〇〇円以上一、七〇〇円未満	一、七〇〇円以上一、九〇〇円未満

第七級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上二、〇〇〇円未満
第八級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上二、〇〇〇円未満
第九級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上二、〇〇〇円未満
第一〇級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上二、〇〇〇円未満
第一級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上二、〇〇〇円未満
第一二級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上二、〇〇〇円未満
第一三級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上二、〇〇〇円未満
第一四級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上二、〇〇〇円未満
第一五級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上二、〇〇〇円未満

第一六級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上四、五〇〇円未満
第一七級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満
第一八級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上四、五〇〇円未満
第一九級	五一、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上四、五〇〇円未満
第二〇級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上四、五〇〇円未満
第二一級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上四、五〇〇円未満
第二二級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上四、五〇〇円未満
第二三級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上四、五〇〇円未満
第二四級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上四、五〇〇円未満
第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上

第五條第一項中、「障害手当金」を削る。

第十二條第一項及び第三項中「第六十二條ノ三」を「第六十二條ノ四」に改める。

第十二條ノ二第一項中「第六十二條ノ三」を「第六十二條ノ四」に改める。

第二十條第四項中「老齢」の下に「廢疾」を加え、「第五十條第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金及」を削る。

第二十三條第二項第三号本文中「又ハ四十歳未満ノ妻」を削り、同号ただし書を削り、同条第四項中「子ト看做シ、第二項第三号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ子ト生計ヲ同ジクシタルモノト看做ス」を「子ト看做ス」に改める。

第二十三條ノ三「第四十二條」を「第四十二條ノ二」に、「第五十條ノ六」を「第五十條ノ八」に改める。

第二十四條ノ二の次に次の一條を加える。

第二十四條ノ三 乙年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ甲年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルニ因リ乙年金ヲ受クル權利ガ消滅シ又ハ同一人ニ對シ乙年金ノ支給ヲ停止シ甲年金ヲ支給スベキ場合ニ於テ乙年金ヲ受クル權利ガ消滅シ又ハ乙年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ乙年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル乙年金ハ甲年金ノ内払ト看做ス

年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ其ノ後ニ支払フベキ年金ノ内払ト看做スコトヲ得年金ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ年

金ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ年金ノ其ノ減額スベカリシ部分ニ付亦同ジ

第二十六條中「及通算老齡年金」を「通算老齡年金及脱退手当金」に改める。

第二十七條中「又ハ通算老齡年金」を「通算老齡年金又ハ脱退手当金」に改める。

第三十一條第一項中「其ノ給付開始後」を「其ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ」に改め、同条第二項中「支給開始後」を「支給ヲ受ケタル日ヨリ起算シ」に改める。

第三十四條第二項中「前項各号」を「第一項各号」に、「第一号乃至第六号ニ掲ケル」を「一級又ハ二級ニ該当スル」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「第四十條第二項」を「第四十條第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項各号ノ一ニ該当スル被保險者ガ六十五歳ニ達シタルトキ又ハ被保險者ガ六十五歳ニ達シタル後同項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齡年金ヲ支給ス

第三十五條を次のように改める。

第三十五條 老齡年金ノ額ハ左ノ各号ニ掲ケル額ヲ合算シタル金額トス

一 六万円(十五年以上被保險者タリシ者ニ關シテハ十五年以上一月ヲ増ス毎ニ其ノ一月ニ對シ四千四百二十円以テ除シテ得タル額ヲ加ヘタル額トシ其ノ加フベキ額ガ三万円ヲ超ユルトキハ基ノ加フベキ額ハ三万円トス)

二 平均標準報酬月額ノ七十五分ノ一ニ相當スル額ニ被保險者タリシ期間ノ月數ヲ乗ジテ得タル額

第三十七條中「為リタルトキ」の下に「(六十五歳ニ達シタル後被保險者ト為リタルトキヲ除ク)」を加える。

第三十八條中「第三十四條第二項」を「第三十四條第三項」に、「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ被保險者タル間其ノ額(第三十六條ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相當スル額ヲ除キタル額)ノ百分ノ二十二ニ相當スル部分ノ支給ヲ停止ス

第三章第五節第一款中第三十八條の次に次の一條を加える。

第三十八條ノ二 老齡年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル後被保險者ト為ルコトナクシテ三十日ヲ經過シタルトキハ前後ノ被保險者タリシ期間ヲ合算シテ老齡年金ノ額ヲ改定ス

第三十九條ノ二に次の一號を加える。

一 平均標準報酬月額ノ七十五分ノ一ニ相當スル額ニ被保險者タリシ期間ノ月數ヲ乗ジテ得タル額

第三十七條中「為リタルトキ」の下に「(六十五歳ニ達シタル後被保險者ト為リタルトキヲ除ク)」を加える。

三 第一号イ乃至ニノ何レカニ該当スル被保険者ガ六十五歳ニ達シタルトキ又ハ被保険者ガ六十五歳ニ達シタル後同号イ乃至ニノ何レカニ該当スルニ至リタルトキ

第三十九条ノ四を次のように改める。

第三十九条ノ四 通算老齡年金ノ支給ヲ受クル者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ通算老齡年金ヲ受クル權利ヲ失フ

一 死亡シタルトキ

二 被保険者ト為リタルトキ但シ六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキヲ除ク

三 老齡年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキ

第三十九条ノ五第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「通算老齡年金ハ」の下に「第二十四条ノ三第二項前段ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条に第一項として次の一項を加える。

通算老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ被保険者タル間其ノ額ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第三章第五節第二款中第三十九条ノ五の次に次の一條を加える。

第三十九条ノ六 第三十八条ノ二ノ規定ハ通算老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項中「被保険者ノ資格喪失前」を「被保険者タルシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル日」の下に「療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科

医師ノ診療ヲ受ケタル日」を加え、其ノ者ノ死亡ニ至ル迄障害年金ヲ支給シ別表第五ニ定ムル程度ノ療養ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給ス」を「障害年金ヲ支給ス」に改め、同項の次に次の一項を加える。

被保険者タルシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ治療シタル場合職務外ノ事由ニ因ルモノナルトキハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日（療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日）ヨリ起算シ三年以内ニ治療シタル場合ニ於テ別表第五ニ定ムル程度ノ療養ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給ス

第四十一条第一項第一号中「乗ジテ得タル金額」の下に「十五年以上被保険者タルシ者ニ因シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬月額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス」を加え、同項第二号中「平均標準報酬月額ノ四分分ニ相当スル金額」を「第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額（被保険者タルシ間ニ在リテハ其ノ額ガ六万円ニ滿タザルトキハ六万円）に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条に次の二項を加える。

前項ノ規定ハ職務外ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ職務外ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ療養ト為リタル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ前後ノ療養ノ状態ヲ合シタル療養ノ程度ニ応ジ支給スベキ障害年金ノ額ハ其ノ額ガ從前ノ障害年金ノ額ヨリ少キトキハ從前ノ障害年金ノ額ヲ以テ其ノ障害年金ノ額トス

第四十一条ノ二第一項中「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改める。

第四十一条ノ三第二号中「平均標準報酬月額ノ十分分ニ相当スル金額」を「第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額（被保険者タルシ間ノ月數ガ百八十二滿タザルトキハ百八十二シテ計算シタル額トス）ノ百分ノ百五十二ニ相当スル金額」に改める。

第四十二条ノ二を削り、第四十二条ノ三の次に次の一條を加える。

第四十二条 職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ障害年金ヲ受クル程度ノ療養ノ状態ニ該當セザルニ至リタル際ハ別表第五上欄ニ定ムル程度ノ療養ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ總額ガ障害年金ノ六十分ニ相当スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額（其ノ額其ノ療養ノ程度ニ応ズル職務上ノ事由ニ因ル障害手当金ノ額ニ相当スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ障害手当金ノ額ニ相当スル金額）ヲ一時金トシテ支給スルコトヲ得

障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒ前項ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル月ノ翌月以後ノ分トシテ其ノ年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ其ノ一時金ノ内払ト看做ス

第四十三条第二項中「第四十四条」の下に「若ハ第四十四条ノ三」を加え、「障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキ」を「障害年金ノ支給ヲ受クル權利ヲ失ヒ若ハ其ノ支給ヲ停止セラレタルトキ」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ障害年金ヲ受クル程度ノ療養ノ状態ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ失フ

第四十四条の次に次の二條を加える。

第四十四条ノ二 第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ同時ニ法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組合員タルモノ（以下共済被保険者ト稱ス）ガ其ノ共済被保険者タルシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル療養ニ付第四十条第一項ノ規定ニ依リ療養ノ程度ヲ定ムベキ場合ニ於テ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付當該共済組合ガ支給スル療養年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルトキハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ療養ニ付テハ障害年金ヲ支給セズ

共済被保険者タルシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル

疾病ニ因ル療養ニ係ル障害年金ヲ受クル權利ハ其ノ者ガ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付當該共済組合ガ支給スル療養年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキハ消滅ス

第四十一条第三項ノ規定ニ依リ共済被保険者以外ノ被保険者タルシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル療養ノ状態ト共済被保険者タルシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル療養ノ状態トヲ合シタル療養ノ程度ニ因リ支給スル障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ當該共済組合ガ支給スル療養年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ障害年金ノ額ヲ當該共済被保険者タルシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル療養ノ状態ト合セザル療養ノ状態ニ付支給スベキ額ニ改定ス

第四十四条ノ三 第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タルシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル療養ト為リタルニ依リ障害年金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十三条（他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）以下之ニ同ジ、公立学校ノ学校医、学校歯科医及学校薬剤師ノ公務災害補償に關する法律（昭和三十三年法律第十三号）第三条第三号若ハ労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條ノ規定ニ依ル障害補償又ハ労働者災

害補償に關する法律（昭和二十二年法律第十三号）第三条第三号若ハ労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條ノ規定ニ依ル障害補償又ハ労働者災

害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号ノ規定ニ依ル障害補償費ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ六年間其ノ支給ヲ停止ス

前項ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラレタル障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ更ニ職務外ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廢疾ト為リタル場合ニハ第四十一條第三項ノ規定適用ハ之ヲ適用セザルモノトシ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ前後ノ廢疾ノ状態ヲ合シタルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス職務外ノ事由ニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ前項ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラレベキ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廢疾ト為リタル場合ニ於テ亦同ジ

第四十五條に次の一項を加える。
第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル廢疾ニ付第二十條第二項ノ規定ニ依リ廢疾ノ程度ヲ定ムベキ場合ニ於テ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付國家公務員災害補償法第十三條、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に關する法律第三條第三号若ハ労働基準法第七十七條ノ規定ニ依ル障害補償又ハ労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号ノ規定ニ依ル障害補償費ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スルトキハ第四十條第二項ノ規定ニ拘ラズ其

ノ廢疾ニ付テハ障害手当金ヲ支給セズ
第四十五條ノ三第一項及び第二項中「職務上ノ事由ニ因ル」を削る。
第四十六條第一項第二号及び第四十八條中「及障害手当金」を「障害手当金及第四十二條ノ規定ニ依ル一時金」に改める。

第五十條第五号中「被保險者ノ資格喪失前」を「被保險者ノ資格喪失後被保險者タリシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル日」の下に「療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日」を加え、同條第六号中「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改める。

第五十條ノ二第二項第一号中「其ノ被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ支給ヲ受ケ又ハ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ老齡年金ノ額」を「第三十五條ノ例ニ依リ計算シタル額（被保險者タリシ期間ノ月數ガ百八十二滿タザルトキハ百八十シテ計算シタル額トス）」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。
前項第一号又ハ第四号ノ遺族年金ノ額ハ其ノ額六万円ニ滿タザルトキハ之ヲ六万円トス
第五十條ノ四第一項第三号中「直系姻族」を「直系血族及直系姻族」に改め、同條第二項を削る。

第五十條ノ五第一項を削る。
第三章第九節中第五十條ノ八を第五十條ノ十とし、第五十條ノ七を第五十條ノ九とし、第五十條ノ六を第

五十條ノ八とし、第五十條ノ五の次に次の二條を加える。
第五十條ノ六 左ニ掲グル遺族年金ハ同一ノ事由ニ因リ法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ガ支給スル遺族年金ヲ受クベキ者在ルトキハ之ヲ支給セズ
一 第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ガ同条ノ規定ニ依ル被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ第五十條第四号ニ該當シタルニ因リ支給スベキ遺族年金

二 被保險者タリシ者ガ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ第五十條第五号ニ該當シタルニ因リ支給スベキ遺族年金
三 第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル廢疾ニ付障害年金ノ支給ヲ受クル者（第四十一條第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者ニシテ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル廢疾ト為リタル疾病ニ因ル廢疾ヲ合セザルモ職務外ノ事由ニ因ル廢疾ノ状態ガ別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ニ該當シタルモノヲ除ク）ガ死亡シタル場合ニ於テ第五十條第六号ニ該當シタルニ因リ支給スベキ遺族年金

第五十條ノ七 前条各号ニ掲グル遺族年金ハ同一ノ事由ニ因リ國家公務員災害補償法第十五條（他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に關する法律第三條第四号若ハ労働基準法第七十九條ノ規定ニ依ル遺族補償又ハ労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号ノ規定ニ依ル遺族補償費ノ支給ヲ受クベキ者在ルトキハ六年間其ノ支給ヲ停止ス
第五十一條第一項中「自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ又ハ」を削り、「障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料ノ支給ヲ為サズ」を「若ハ障害手当金ノ支給ヲ為サズ又当該事故ニ付テハ第三十四條第三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ」に改め、同條第二項中「第四十二條」を「第四十二條ノ二」に、「第五十條ノ六」を「第五十條ノ八」に改める。

第五十二條中「被保險者タリシ者ガ」の下に「自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ若ハ重大ナル過失ニ因リ、」を加え、「若ハ障害手当金」を「障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料」に改める。
第五十三條第一項ただし書を次のように改める。
但シ第一号ニ該當スル場合ニ於テハ第二十八條第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及同項第六号ニ掲グル療養ノ給付（船員法第四十七條ニ規定スル送還ヲ受ク

ルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除ク
第五十八條第一項中「配偶者分統費」の下に「第三十八條第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金、第三十九條ノ五第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算老齡年金」を加え、同條第三項中「療養ノ給付開始後」を「療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シ」に改める。

第五十九條第五項中「前項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間保險料率ハ」を「保險料率ハ当分ノ間」に、「千分ノ百六十九」を「千分ノ百九十九」に、「千分ノ百五十八」を「千分ノ百八十八」に、「千分ノ四十二」を「千分ノ七十二」に改め、同條に次の一項を加える。
前項ノ保險料率ハ其ノ率ガ第四項ノ基準ニ適合スルニ至ルマデノ間段階的ニ引上げラルベキモノトス
第六十條第一項中「百六十九分ノ五二・五」を「百九十九分ノ六十七五」に、「百六十九分ノ百六・五」を「百九十九分ノ百三十一・五」に、「百五十八分ノ四十七」を「百八十八分ノ六十二」に、「百五十八分ノ百十一」を「百八十八分ノ百二十六」に改める。

第四章中第六十二條ノ三を第六十二條ノ四とし、第六十二條ノ二の次に次の一條を加える。

ルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除ク
第五十八條第一項中「配偶者分統費」の下に「第三十八條第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金、第三十九條ノ五第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算老齡年金」を加え、同條第三項中「療養ノ給付開始後」を「療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シ」に改める。

第五十九條第五項中「前項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間保險料率ハ」を「保險料率ハ当分ノ間」に、「千分ノ百六十九」を「千分ノ百九十九」に、「千分ノ百五十八」を「千分ノ百八十八」に、「千分ノ四十二」を「千分ノ七十二」に改め、同條に次の一項を加える。
前項ノ保險料率ハ其ノ率ガ第四項ノ基準ニ適合スルニ至ルマデノ間段階的ニ引上げラルベキモノトス
第六十條第一項中「百六十九分ノ五二・五」を「百九十九分ノ六十七五」に、「百六十九分ノ百六・五」を「百九十九分ノ百三十一・五」に、「百五十八分ノ四十七」を「百八十八分ノ六十二」に、「百五十八分ノ百十一」を「百八十八分ノ百二十六」に改める。

第四章中第六十二條ノ三を第六十二條ノ四とし、第六十二條ノ二の次に次の一條を加える。

ルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除ク
第五十八條第一項中「配偶者分統費」の下に「第三十八條第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金、第三十九條ノ五第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算老齡年金」を加え、同條第三項中「療養ノ給付開始後」を「療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シ」に改める。

別表第四備考第一号中「又ハ各号」を削る。

別表第五下欄第二号中「又ハ両眼ニ半盲症、視野狭窄若ハ視野変状ヲ残スモノ」を、「両眼ニ依ル視野二分ノ一以上欠損シタルモノ又ハ両眼ノ視野一〇度以内ノモノ若ハ両眼ノ調節機能及輻輳機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ」に改め、同欄第三号中「鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力四十パーセント以上ノ減少ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ」を削り、「程度以上ノモノ」を「程度ニ減ジタルモノ」に改め、同欄第四号中「咀嚼及言語又ハ」を削り、「若ハ」を「又ハ」に改め、同欄第六号中「脊柱ニ著シキ運動障害」ヲ「脊柱ノ機能ニ障害」に改め、同欄第一〇号中「仮関節」を「著シキ軀位変形」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年五月一日から施行する。ただし、第五條第一項の改正規定、第二十三條ノ三の改正規定、第二十四條ノ二の次に一條を加える改正規定、第三十一條の改正規定、第四十二條及び第四十二條ノ二の改正規定、第四十六條第一項第二号の改正規定、第四十八條の改正規定、第五十條ノ四第一項第三号の改正規定、第五十一條の改正規定、第五十二條の改正規定、第五十三條第一項の改正規定並びに第五十八條第三項の改正規定並びに附則第二條及び第三條の規定は、公布の日から施行する。

(減額老齢年金制度)

第二条 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討を加へられたうえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとす。

(昭和四十年四月三十日までの間の規定の裁替)

第三条 昭和四十年四月三十日までの間は、この法律による改正後の船員保険法第二十三條ノ三及び第五十一條第二項中「第五十條ノ八」とあるのは「第五十條ノ六」と、同法第五十一條第一項中「第三十四條第三項」とあるのは「第三十四條第二項」と、それぞれ読み替へるものとす。

(標準報酬に関する経過措置)

第四条 昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七條の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年四月の標準報酬月額が七千円、八千円又は五万二千円(報酬月額が五万四千円未満である者を除く)である者については、同年五月からその標準報酬額を改定する。

(老齢年金の支給の特例)

第五条 昭和四十年五月一日において現に船員保険法第三十四條第一項各号のいずれかに該当する被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法同条第二項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

(通算老齢年金の支給の特例)

第六条 昭和四十年五月一日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当しない被保険者であつて、同法第三十九條ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当している六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法第三十九條ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

(従前の保険給付の額の特例)

第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十條第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五條、第三十九條ノ三第一項又は第五十條ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。

2

昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、この法律による改正後の船員保険法第

三十五條の規定に準じて計算した額とする。

第八条 昭和四十年五月一日において現に職務外の事由による障害年金を受ける権利を有する者には、同日以後もなお、従前の例により当該障害年金を支給する。

2

前項の障害年金については、その額(加給金の額を除く)が七万六千八百円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、これを七万六千八百円とする。

第九条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付(附則第十三條第一項の規定による保険給付を含む)については、その額(加給金又は増額金の額を除く)が六万六千円に満たないときは、これを六万六千円とする。

(保険給付の支給に関する経過措置)

第十条 老齢年金、通算老齢年金、職務外の事由による障害年金、船員保険法第五十條第一号及び第四号から第六号までのいずれかに該当したことによる遺族年金、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付並びに船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付のうち昭和四十年四月以前の月

に係る分並びに障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(障害年金等の支給に関する経過措置)

第十一条 被保険者又は被保険者であつた者の昭和四十年五月一日前における船員保険法第二十條の規定による被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病又は負傷については、この法律による改正後の同法第四十條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2

被保険者であつた者が、昭和四十年五月一日前における船員保険法第二十條の規定による被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病又は負傷同日以後死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の同法第五十條の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号から第三号まで又は第六号に該当する場合には、この限りでない。

(支給停止に関する経過措置)

第十二条 昭和四十年五月一日において現にこの法律による改正前の船員保険法第五十條ノ五第一項の規定によりその支給が停止されている遺族年金は、同年同月分から支給するものとする。

(従前の寡婦年金の例により支給する保険給付に関する経過措置)

第十三条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)の施行の日前に死亡した

被保険者又は被保険者であつた者の妻であつて、昭和四十年五月一日において五十五歳（昭和二十九年五月一日前に被保険者であつた者の妻であつた者にあつては、五十二歳とする。以下この項において同じ。）に達したとしたならば、同日において、同法附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を取得することとなるものについては、その者が同日において五十五歳に達したものとみなして、従前の寡婦年金の例による保険給付を支給する。

2 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する保険給付のうち、従前の寡婦年金の例による保険給付（前項の規定による保険給付を含む。）を受ける権利の消滅については、昭和四十年五月一日以後においては、同法附則第三項の規定によりその例によるものとされる同法による改正前の船員保険法の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の船員保険法第五十条ノ四の規定の例による。

（保険料に関する経過措置）

第十四条 昭和四十年四月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第十五条 昭和四十五年五月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の船員保険法第五十条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の九を加えた率とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、船員保険法第五十条第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

（旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する特例老齢年金の支給）

第十六条 被保険者であつた期間が一年以上であつた者で船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しないものが次の各号の一に該当した場合において、その者が同法による通算老齢年金の受給権を取得しないときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一 次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ 被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間と旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間のうち政令で定める期間（以下「旧共済組合員期間」という。）とを合算した期間が二十年以上であること。

ロ 被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間と厚生年金保険の被保険者期間及び旧共済組合員期間とを合算

した期間が二十年以上であること。

二 六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号ロに該当するに至つたとき。

三 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

2 前項の特例老齢年金の額は、船員保険法による通算老齢年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第十条及び第十一條の規定は、第一項の特例老齢年金の支払期月及び支給について準用する。

4 第一項の特例老齢年金は、船員保険法（第三十九条から第三十九条ノ四までを除く。）の規定並びに通算年金通則法第四条第二項及び第五条の規定の適用については、船員保険法による通算老齢年金とみなす。

5 第一項の特例老齢年金の受給権は、受給権者が船員保険法第三十九条ノ四第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は同法による通算老齢年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

第十七条 昭和四十年五月一日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、同法による通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者に前条の特例老齢年金を支給する。

一 前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき。

二 前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であるとき。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条 労働者災害補償保険法の第一部を改正する法律案（昭和三十一年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「同時に、」の下に「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、」を加える。

五月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、業務上の災害による外傷性せき髄障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均貸金全額支給等に関する請願（第二〇三三三号）
一、業務外せき髄損傷患者援護に関する請願（第二〇五七号）

一、療術（医業類似行為）の制度化に関する請願（第二〇五八号）（第二〇五九号）（第二〇六〇号）
一、戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願（第二〇七二号）

一、戦病者中央援護福祉施設建設費の助成に関する請願（第二〇七三三三号）
一、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の不均衡是正に関する請願（第二〇七四四号）
一、戦傷病者援護に関する請願（第二〇七五五号）

一、最低賃金制の法制化促進に関する請願（第二一八八号）
第二〇三三三 昭和三十一年四月二十日受理

業務上の災害による外傷性せき髄障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均貸金全額支給等に関する請願
請願者 長崎県佐世保市瀬戸越 町一五二 堺幸生

請願者 長崎県佐世保市瀬戸越 町一五二 堺幸生
紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第二〇五七号 昭和三十一年四月二十一日受理

業務外せき髄損傷患者援護に関する請願
請願者 長崎県佐世保市瀬戸越 町一五三 堺幸生
紹介議員 藤野 繁雄君
業務外せき髄損傷患者に対し、左記の特別保護措置を講ぜられたとの請願

一、業務外のせき損傷患者に対する医療費は入院、入所療養者をはじめ自宅療養者も全額国庫負担とせられたい。

二、各種年金は全額生活費として認められたい。

三、せき損傷患者専門の家族共々入所できる施設を設置せられたい。

一の理由
業務外せき損傷患者に対しては公的な補償がないため、主に生活保護法により療養しているが、同法の査定基準があまりにも低く、かつ冷厳な諸制限がある。

二の理由
せき損傷患者は、逆境にあつても、あらゆる障害を乗り越えての社会復帰の意欲に燃えているが、現行の生活保護法の精神では、それがための準備たぐわななど到底おぼつかない状態である。

三の理由
最近各地に身体障害者職能訓練所が

設置されているが、ほとんど軽傷者を対象としているようで、せき損傷患者のように常時医師及び付添者を必要とする者には不適当であるから、入所中医師の管理下で付添者に付き添われながら職能訓練が受けられる施設が必要である。

また、全国的にせき損傷患者の各療養施設は飽和状態であり、これが解消のためにも専門施設の早急なる増設を強く願うものである。

第二〇五八号 昭和三十九年四月二
十一日受理
療術(医業類似行為)の制度化に関する
請願
請願者 新潟市上大川前通七番
町新潟県療術師会内
谷清三郎
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第二〇五九号 昭和三十九年四月二
十一日受理
療術(医業類似行為)の制度化に関する
請願
請願者 岩手県北上市高砂町
沢田長作
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第二〇六〇号 昭和三十九年四月二
十一日受理
療術(医業類似行為)の制度化に関する
請願(二通)

請願者 山梨県都留市栄町 小
沢直次郎外一名
紹介議員 安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第二〇七二号 昭和三十九年四月二
十一日受理
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給
に関する請願
請願者 埼玉県児玉郡児玉町児
玉二、四八五 田島好
美
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第二〇七三三号 昭和三十九年四月二
十一日受理
戦傷病者中央援護福祉施設建設費の助
成に関する請願
請願者 埼玉県入間郡日高町大
字原宿一〇六 武野谷
文助
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第二〇七四号 昭和三十九年四月二
十一日受理
戦傷病者戦没者遺族等援護法による障
害年金等の不均衡是正に関する請願
請願者 埼玉県入間郡日高町大
字原宿一〇六 武野谷
文助
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二〇七五号 昭和三十九年四月二
十一日受理
戦傷病者援護に関する請願
請願者 埼玉県入間郡日高町大
字原宿一〇六 武野谷
文助
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一三九一号と同じである。

第二一一八号 昭和三十九年四月二
十二日受理
最低賃金制の法制化促進に関する請願
請願者 福島市議会議長 斎藤
義美
紹介議員 石原幹市郎君
勤労者の最低生活を保障し、地方経済の繁栄と安定を図るため、すみやかに最低賃金制の法制化を図りたいとの
請願。

理由
近來の生活様式の変化と、あらゆる物
価の値上がりのなかにあつて、勤労者
の生活を確保向上させ、もつて産業の
興隆を期することは、緊急の課題とな
つており、先進国、近代国家としての
条件をととのえるためには、最低賃金
制を制度化することが必要で、いまや
各方面からの強い要請となつている。
とくに全国的にみると、賃金の地方格
差がますます増大し、これが地方所得
全体に及ぼす影響は無視できないもの
があり、また中小企業をはじめ地方に
おける労働力確保にも著しく困難をき
たす因となつている。

第二二二八号 昭和三十九年四月二
十二日受理
最低賃金制の法制化促進に関する請願
請願者 福島市議会議長 斎藤
義美
紹介議員 石原幹市郎君
勤労者の最低生活を保障し、地方経済の繁栄と安定を図るため、すみやかに最低賃金制の法制化を図りたいとの
請願。

昭和三十九年五月十八日印刷

昭和三十九年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局